

一般社団法人 日本介護支援専門員協会 代議員選出規約

(目的)

第1条 この規約は、一般社団法人 日本介護支援専門員協会（以下「当法人」という。）定款（以下「定款」という。）第8条の規定に基づき、当法人の代議員（以下「代議員」という。）の選出について必要な事項を定める。

(配分)

第2条 代議員は、当法人の都道府県支部（以下「支部」という。）における、原則として任期満了する前年度の1月31日現在正会員のうちその年度の会費納入者数（以下「算定基礎会員数」という。）に応じて算出し、支部ごとに配分する。

2 支部ごとの代議員の数は、算定基礎会員数がおおむね500人以下のときは1とし、算定基礎会員数が500人を超えるときは1を加え、以後算定基礎会員数が500人を増す毎にこれに1を加えた数とする。

3 補欠の代議員の定数については、代議員の定数と同数とする。

(選出方法)

第3条 代議員を選出するため支部において正会員による代議員選挙を行う。

2 代議員選挙の詳細については、別途選挙管理規程において定める。

3 代議員は、正会員の中から選ばれることとし、正会員は、代議員選挙に立候補できるものとする。

4 代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。また、理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

5 代議員選挙は、2年に1度実施することとする。ただし、代議員が社員総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。

6 補欠の代議員の選出についても、代議員に準ずる。ただし、代議員と補欠の代議員の選挙に同時に立候補することはできない。

(当選基準)

第4条 当選基準については、有効投票数を定数で除した数の過半数の投票を得た者のうち、上位から定数までの者を当選とする。

2 定数最下位が同票数の場合には、開票後1週間以内に行うくじ引きにより当選者を決定する。その場合、選挙管理委員長が指名する選挙管理委員が立ち会うものとする。

(任期)

第5条 定款第8条第4項により、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了時までとし、再任を妨げない。

2 補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

(辞 任)

第6条 代議員は、当法人を退会する時、その他やむを得ない事情があるとき、また当法人会員理事に立候補するとき、代議員を辞任するものとする。ただし、辞任の届出は、別途総会開催通知に定める日、または会員理事立候補届受理日以前に行わなければならない。

(解 任)

第7条 定款第8条第6項により、代議員が次の各号の一に該当するときは、社員総会において3分の2以上の議決に基づいて、解任することができる。この場合、その代議員に対し、事前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他代議員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(補 欠)

第8条 定款第8条第5項により、補欠の代議員を選出する場合は、第3条の規定を準用する。

- 2 補欠の代議員の優先順位については、得票数の多い者から順位を決定する。ただし、選挙が行われなかった場合には、補欠の代議員が決定したのち、都道府県支部がその順位を決定し、速やかに報告しなければならない。

(改 正)

第9条 この規約の改正については、総会の決議による。

附 則

- 1 この規約は、平成20年9月30日から思考する。
- 2 この規約の一部改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 3 この規約の一部改正は、平成23年6月26日から施行する。
- 4 この規約の一部改正は、平成25年6月16日から施行する。
- 5 この規約の一部改正は、平成26年12月12日から施行する。
- 6 この規約の一部改正は、平成27年3月13日から施行する。
- 7 この規約の一部改正は、平成30年6月30日から施行する。
- 8 この規約の一部改正は、令和2年6月27日から施行する。